

# 官報

号外 昭和三十三年三月十二日

## ○第二十八回 参議院會議録第十三号

昭和三十三年三月十二日(水曜日)午前  
十時四十二分開議

議事日程 第十二号

昭和三十三年三月十二日

午前十時開議

第一 国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(宛春  
対策審議会委員)

第二 電波法の一部を改正する法律  
案中修正に関する件

第三 郵便為替法の一部を改正する  
法律案中修正に関する件

第四 昭和三十三年度一般会計予算  
算補正(第二号) (委員長報告)

第五 昭和三十三年度特別会計予算  
算補正(特第4号) (委員長報告)

第六 通商に関する日本国とイン  
ドとの間の協定の締結について  
承認を求めるの件 (委員長報告)

第七 奄美群島復興特別措置法の  
一部を改正する法律案(内閣提  
出、衆議院送付) (委員長報告)

第八 開拓融資保証法の一部を改  
正する法律案(内閣提出、衆議  
院送付) (委員長報告)

第九 開拓者資金融通法の一部を  
改正する法律案(内閣提出、衆  
議院送付) (委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、  
朗読を省略いたします。

去る七日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

内閣委員 松本治一郎君

地方行政委員 三木 治朗君

通信委員 久保 等君

同 森中 守義君

決算委員 清澤 俊英君

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

内閣委員 森中 守義君

地方行政委員 久保 等君

通信委員 三木 治朗君

同 松本治一郎君

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。よって議長は即日これ  
を内閣委員会に付託した。

郵政省設置法の一部を改正する法律  
案

同日議長は、内閣から予備審査のため  
送付された左の議案を内閣委員会に付  
託した。

恩給法等の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日  
これを衆議院に送付した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を可決した旨衆議院に通知した。

水防法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業協同組合整備特別措置法の一部  
を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨  
衆議院に通知した。

水防法の一部を改正する法律

農業協同組合整備特別措置法の一部  
を改正する法律

去る八日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

社会労働委員 西岡 ハル君

同 大谷 賛雄君

同 草葉 隆圓君

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。よって議長は即日これ  
を通信委員会に付託した。

電話加入権に関する臨時特例法  
案

同日議長は、内閣から予備審査のため  
送付された左の議案を内閣委員会に付  
託した。

計量単位の一に併り関係法律の整  
備に関する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため  
送付された左の議案を内閣委員会に付  
託した。

公衆電気通信法の一部を改正する法  
律案

同日内閣から左の議案を撤回すること  
について衆議院に承諾を求めた旨の通  
知書を受領した。

内政省設置法案

内政省設置法の施行に伴う関係法令  
の整理に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出し  
た。

奄美群島復興特別措置法の一部を改  
正する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を可決した旨衆議院に通知した。

水防法の一部を改正する法律案

農業協同組合整備特別措置法の一部  
を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨  
衆議院に通知した。

水防法の一部を改正する法律

農業協同組合整備特別措置法の一部  
を改正する法律

去る八日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

社会労働委員 西岡 ハル君

同 大谷 賛雄君

同 草葉 隆圓君

同 佐藤清一郎君

同 林田 正治君

議院運営委員 中野 文門君

同 大沢 雄一君

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

社会労働委員 大谷 賛雄君

同 西岡 ハル君

同 古池 信三君

同 中野 文門君

同 大沢 雄一君

同 大谷 賛雄君

同 田中 茂穂君

同 植竹 春彦君

同 石坂 豊一君

同 佐藤清一郎君

同日議長は、内閣から予備審査のため  
送付された左の議案を内閣委員会に付  
託した。

計量単位の一に併り関係法律の整  
備に関する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため  
送付された左の議案を内閣委員会に付  
託した。

電話加入権に関する臨時特例法  
案

同日議長は、内閣から予備審査のため  
送付された左の議案を内閣委員会に付  
託した。

[illegible]

農業協同組合法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

政府間海事協定機関係の締結について承認を求めるの件

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。鮎川義介君から、海外旅行のため十四日間請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、お諮りいたします。本月二十四日から、スイスのジュネーブにおいて開催される列国議会同盟一九五八年度春季會議に、本院から宮澤喜一君、加藤シヅエ君を派遣したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(究春対策審議会委員)を議題といたします。

内閣から、衆議院議員神近市子君、島村一郎君、世耕弘一君、中山マサ君、山下春江君、吉田賢一君、本院議員大川光三君、佐野廣君、藤原道子君、宮城タマヨ君を究春対策審議会委員に任命することについて、本院の議決を求めて参りました。これらの諸君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。

よって本件は、全会一致をもって、これらの諸君が究春対策審議会委員につくことができる議決されました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、電波法の一部を改正する法律案中修正に関する件

日程第三、郵便為替法の一部を改正する法律案中修正に関する件  
以上、両件を一括して議題とする。これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

去る七日、内閣から、国会法第五十九条の規定により、両案の修正につき本院の承認を求めて参りました。両案の修正を承認することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よつていずれも承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、昭和三十一年度一般会計予算補正(第二号) 日程第五、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第四号)

以上、両案を一括して議題とする。これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長長泉山三六君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

昭和三十一年度一般会計予算補正(第二号)

右は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年二月十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第四号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年二月十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

〔泉山三六君登壇、拍手〕

○泉山三六君 ただいま議題となりました昭和三十一年度一般会計予算補正(第二号)及び昭和三十一年度特別会計予算補正(特第四号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、補正二案の内容について申し上げます。昭和三十一年度一般会計予算補正(第二号)は、食糧管理特別会計の昭和三十一年度の損失を補てんするため、一般会計から繰り入れる経費約百六十億円、及び食糧管理特別会計の経理を改善するため、同特別会計に資金を設置することに伴い、一般会計から繰り入れる経費百五十億円を中心としたものでありまして、このほか、駐留軍の大幅撤退に伴い、整理される駐留軍労働者への特別給付金、また、「北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約」の締結に伴い、イルカ漁業者の他漁業への転換のための助成費、並びに歳入において法人税の増収を三百億円計上したことに伴う地方交付税交付金七十八億円等でありまして、これらを加えた一般会計予算補正の総額は、歳入歳出とも合計三百九十四億二千六百万円と相なっております。

また、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第四号)は、地方交付税交付金の追加に関連する交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入歳出予算の補正であります。

これらの補正二案は、去る一月三十一日国会に提出せられ、二月十九日、本院に送付されたものであります。委員会におきましては、二月六日に一萬田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、三月四日から昭和三十三年度予算と一括して、六日間わたって、岸内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し質疑を行いました。以下、これらの質疑のうち補正予算に直接関連する若干の事項について、簡単に御報告申し上げます。

すなわち、食糧管理特別会計に資金として繰り入れられる百五十億円の積算の基礎はどうであるか。昭和三十一年度、昭和三十三年度に予想される赤字は、この資金の中から落されることになっているが、実質が赤字補てんであるとするならば、前国会において、昭和三十一年度赤字が問題となつた際、決算確定後措置する方が妥当であると言われた池田前蔵相の説明と今回の措置とは、実質的に相反するものと解してよいのか。また、今年度の米価も、とうてい予算米価一萬二二〇円ではまかなえそでない情勢にあるが、この資金繰り入れ後の背後には、これ以上の赤字を出しても、財政当局として、

めんどうは見られないという意味が含まれていないのか等の質疑がありました。これに對しましては、政府側から、今回提案している資金の繰り入れについての積算の基礎は、しいてこれを言へば、三十三年度末に予想される約百四十億円の赤字も一つのめどになっているが、今回の繰り入れの目的は、運転資金の補強であり、赤字補てんではない。經理の扱いとして、結果的に決算確定後赤字が出れば、この中から落すことになるのであるから、明年度の適正米価の決定を制約するものではないといふ答弁がなされてゐた。

また、駐留軍労働者に対する特別給付金は、その金額は見舞金程度のものであり、一般公務員の整理退職の場合等に比すれば、過少に失する。今回の離職者は、岸・アイゼンハワー声明に伴うものであるといふ点にかんがみまして、その金額及び支給範囲について、さらに考慮を加える考へはないか。また、同様の事由から離職する国連軍関係労働者や特需労働者にも、特別給付金を払ふ意思はないかといふ質疑がありました。これに對しましては、政府側から、駐留軍労働者の離職に際しては、駐留軍と調達庁との間に締結された労働基本契約に基づいて、一定額の退職金を支払ふことになっており、その額は、一般公務員に比し、決して低いものではない。昭和三十三年度の補正予算及

び三十三年度予算に計上した特別給付金は、これらの退職金とは別個のものであり、慰勞の趣旨で特に予算に計上したものである。国連軍関係者は、年限も短かい者が多いし、離職の事由も異なるので、この給付金該当事とはしないといふ答弁がなされました。

また、イルカ漁業者の他漁業への転換助成費の五億円には、政治的配慮が加えられていると言われているが、果して実績に基いて精査したものであるか。なお、余った場合には流用を認めるのかどうか。また、オットセイに関する条約に基いて米国及びソ連から六年度に受け取るべき十五億円は、オットセイ漁業者に国際条約を完全に守らせるための補償と承知しているが、しからば、その必要経費を差し引いた残りは、オットセイ漁業者に交付すべきではないか等の質疑がありました。これに對しましては、政府側から、イルカ漁業者の転換助成費の五億円は、岩手県等四県下のイルカ漁業者の転換業を助成するための経費で、船の數で言へば百七十一艘であるが、廢業及び船の改造並びに新船建造の三方面から精査した結果であり、流用の必要は起らぬと思ふ。また、米ソ両国から入る十五億円は、オットセイをとらないための補償であるが、オットセイをとる者は、大体イルカ漁業者であるので、今回イルカ漁業者に補助及び補償をすることにより、この条約を完全に

守らせる目的は達成されるものと思ふといふ答弁がなされました。

このほか、委員会における質疑は広範にわたりましたが、その詳細は、會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて、補正予算に関する質疑は、一昨十日をもつて終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して戸叶委員が反対、自由民主党を代表して伊能委員が賛成、緑風会を代表して森委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十三年度一般會計予算補正(第2号)及び昭和三十三年度特別會計予算補正(特第4号)は、多數をもつて、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

○議長(松野鶴平君) 両案に對し討論の通告がございます。順次、発言を許します。戸叶武君。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 私は、日本社会党を代表し、政府提出の昭和三十三年度一般會計予算補正(第2号)並びに昭和三十三年度特別會計予算補正(特第4号)に對して、反対の意向を明らかにせんとするものであります。

政府提出の今回の補正予算案は、一般會計予算補正において、歳入歳出とも三百九十四億二千六百万円の追加となつております。歳入の大部分を占めるのは、食糧管理費でありまして、昭和三十一年度の食糧管理特別會計の損失を補てんする一般會計から繰り入れる百六十億三千七百四十四円と、同特別會計の經理運営の改善をはかり、この會計の損益を調整するため、同特別會計に資金を新設するに伴い、その財源として一般會計から繰り入れる百五十億円で、その合計三百一十億三千七百四十四円に上ります。その次の地方交付税交付金は、本年度法人税の自然増収額三百億円と見込まれ、これに伴う地方交付税交付金七十八億四千万円が追加されております。駐留軍の撤退に伴う駐留軍労働者の離職者に対する特別給付金は、わずかに八千八百九十六万円、また、従来イルカ漁業に従事しながらオットセイの捕獲を行なつていた漁業者を、オットセイ捕獲を禁止する國際的取りきめを完全に実施するため、これら漁業者を正常な漁業に転換させるための助成費五億円が計上されております。歳入の財源としては、三十三年度の租税収入の自然増収を見込んで、法人税三百億、相続税十四億二千六百万円、國税八十億が充てられております。

問題の中心は食糧特別會計で、三十一年度の決算に基く赤字補てん百六十億は当然のことでありまして、新たに法律を設けて、一般會計から食糧會計に百五十億繰り入れたことに對しては、論理の明確性を欠いております。

一萬田大蔵大臣は、食糧特別會計に新たに設置された調整勘定の資金に百五十億を繰り入れたのは、運転資金としての調整資金で、三十三年度の決算に予想せられる欠損九十六億が確定すれば、この資金から落すと説明しております。しかるに、昨年、三十三年度予算案を審議した際には、当時の池田大蔵大臣は、食糧會計の赤字処理は、決算確定後に行ふべきであると強硬に主張し、三十三年度分の三十四億円の赤字を三十一年度一般會計予算の第二次補正で埋めたが、三十一年度分と三十三年度分の赤字見込み額は処理しなかつたのであります。

第一次岸内閣と第二次岸内閣とは、その政治性格が異なつておらないにもかかわらず、このようにわずか一年の間に、前の大蔵大臣とあとの大蔵大臣とは、全く反対の方法で財政処理を行ひ、この事実に對して、政府は何らの矛盾をも感しておらないのであります。一萬田大蔵大臣は、これは財政法第二十九条第一項に基く追加予算であり、建前としては決算で補てんし整理すべきであるが、そうすると、その間に運転資金が非常に枯渇するの

で、それを円滑にさせるため、一般会計から資金を繰り入れたのだと説明しておりますが、財政上の疑問点については、何ら権威する回答をいたしておらないのであります。今回提出の予算案は、歳入において決算以前の未確定財源を先食いしているものでありまして、このような財源の先食いは、少くとも政府の経済の見通しが正確なりとの確定が与えられた場合にのみ、特別の措置として許さるべきものであります。しかるに、三十三年度予算編成に対する岸内閣の態度たるや、このような措置をとる資格はないのであります。政府は、昨年予算編成の基本方針を定め、投資及び消費を通じて内需をきびしく抑制し、輸出の伸長を期することを主眼として、国の財政が景気を刺激する要因とすることを、極力回避する方針を定めたはずであります。それなのに、なかから予算編成の最高責任者たる岸首相みずから、その後この基本方針を踏みにじっておるのであります。この結果、政府の予算案提出が一月末におくれ、国会の審議期間を侵害するに至つたのであります。そして、政府が国会に提出した予算案の実体は、当初、政府が公約したものと異なり、大企業並びに圧力団体に対しては膨張、勤労国民に対しては緊縮の両岸予算案であります。この補正予算案もその流れをくみ、上に温かく下に冷い二面的な性格を持っておりま

す。そして岸内閣の経済閣僚は、いずれも経済の見通しについて、信頼するに足る見解を持っておりません。このような不安定な経済の見通しの上に立てられた予算案であるだけに、食糧管理の補正のごときは、やがて米価、麦価の決定に悪影響を及ぼさないと限らないのであります。

次に、歳出の駐留軍労働者に対する特別給付金についてであります。これがわずかに八千八百九十六万円で、あまりにも少な過ぎるのであります。政府は、整理される人員を三十二年度は二万七千人、三十三年度はその半分に減らすと、合計四万数千人を推定しております。しかも、その恩恵に浴するものは一万六千人にすぎず、給付金は一万円、六千円、三千円の三段階に分けられ、一万円を受け取ることでできる十年以上の勤続者は、わずか千八百七人にすぎません。同じ駐留軍労働者でありながら、多数の者がこの恩恵にあずからないのであります。そうしてまた、駐留軍の直接雇用者である家政婦あるいは連合軍に雇用せられた労働者は、何らの措置が講ぜられておりません。この駐留軍労働者の離職たるや、全く日米行政協定の運用上の犠牲であり、日米両国の首脳者たる岸・ア

イク会談による取りきめに基因する失業者なのであります。この国策の犠牲者の失業問題に対し、政府が涙金だけで片づけようとする冷淡な態度を、私たちは黙視することができません。最近の世論は、宗谷が南極に樺太大十五匹を残した仕打ちに対してすら、激しい憤りを持っており、わが党は一人当り五万円の餉金を主張しておりますが、政府も、長年にわたって忍びがたきを耐えてきた駐留軍労働者諸君に対して、今までの冷淡な態度を改めて、手厚くこれをねぎらうべきであります。

本予算案において、私たちが特に警戒しなければならぬのは、歳入の面で、三十二年度租税収入の自然増加を見込んで先食いしておる点であります。これにより、三十四年度に繰り越される剰余金の受け入れ額が、それだけ減額されることになるので、国民は前途に不安を抱かざるを得ません。また、政府の経済の見通しは、過去半年間の実績を見てもわかりますように、誤算の連続でありますから、租税の自然増収を当てにした財源については、今後樂觀を許しがたいのであります。

このように、本案は財政上幾多の疑義を含み、不合理と矛盾に満ちております。私たちは、この補正予算案は、予算編成の上から見て将来に悪例を残すものとして、これに反対し、政府に対し、本案を撤回して、再編成の上、再提出されることを要望いたします。以上をもつて社会党の立場を明らかにし、私の反対討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 佐藤清一郎君。

〔佐藤清一郎君登壇、拍手〕

○佐藤清一郎君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和三十三年一般会計予算補正(第2号)及び特別会計予算補正(第4号)の政府原案に賛成の意見を申し述べたいと存じます。

今回の予算補正の内容につきまして、さきに政府から説明されました通り、三十二年の予算作成後に生じた事由に基いて、必要避けることのできない所要の予算を追加するものであります。まして、一般会計から食糧管理特別会計の繰り入れのための食糧管理費の計上を中心として、さしあたり早急に措置すべき事項に関するもの合計三百九十四億二千六百万円であり、右の歳出をまかなう財源といたしまして、法人税三百億円、相続税十四億余万円及び関税八十億円、合計三百九十四億二千六百万円の自然増収を充てることとしております。まず、食糧管理費三百億三千七百万円であり、そのうち昭和三十一年度の食糧管理特別会計の決算確定に伴い、その損失を補てんするために一般会計から繰り入れる額が百六十億三千七百万円であり、また、同特別会計の経理運営の改善をはかるため資金を設置することに伴い一般会計から繰り入れる額が百五十億円となっております。前者は、食糧管理特別会計法附則第二項に基

き、決算上の損失を一般会計より繰り入れるもので、特に問題はございせんが、後者は、別途、政府から提出されております食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に關する法律の第三条に基く暫時的な措置と申すべきものであります。すなわち、昨年消費者米価を改定いたしました際、かねて懸案でありました食糧管理特別会計の経理を明確化し、その健全化をはかることが急務とされたのであります。第一には、経理を明確化するため、従来のいわゆるどんぶり勘定をやめて勘定区分を設けること、第二には、損失見合いで食糧証券を発行して泳いで行くことは、建前として適当でないで、新たにこの会計に運搬資金を設けるべきであるとの結論に達し、そのうち、年度の中途においても、できることは可及的すみやかに実施するとの趣旨から、資金の設置をまず三十二年度予算補正で措置することとしたものであります。これは食糧管理制度の健全化のため、まことに妥当な措置であり、まして、全幅の賛意を表するものであります。食糧管理特別会計については、一般からとかくの批判があるのでありますから、政府はこれが運営に關しましては、十分なる監督指導を切に要望する次第であります。

昭和三十三年三月十二日 参議院會議録第十三号 通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

また、漁業整理転換資金五億円は、「北太平洋のオットセイの保存に関する暫定条約」の規定を完全実施するため、従来の獵銃をもってイルカ漁業に従事する漁業者を円滑に整理し、他の漁業に転換するより助成するため必要な経費でありまして、きわめて適切な措置であります。ただ、これが実施につきましては、相当の遺憾のないような処置が講ぜられることが望ましいのであります。

次に、地方交付税交付金の追加七十八億円は、法人税三百億円の増収に伴い、その二六%に当る金額の増加でありまして、地方財政の健全合理化に資するところ少くないものと期待されるわけでありまして、従いまして、私らは全幅の賛意を表する次第でございます。

次に、駐留軍勤務者に対する特別給付金八千八百余万円は、昨年六月の岸総理及びアイゼンハワー大統領共同声明以来、合衆国軍の本国への引き揚げ等により、大量の人員整理を余儀なくされておられるこれら勤務者諸君に対し、退職金のほかに、その労をねぎらうため、特に給付しようとするものでありまして、当然とするところであります。

以上申し述べました通り、今回の予算補正は、きわめて時宜になつた適切な妥当な内容のものでありまして、私

は、ここに全面的に賛意を表し、討論を終るものでございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 森八三二君。

〔森八三二君登壇、拍手〕

○森八三二君 私は、ただいま議題となつております昭和三十三年度一般会計予算補正(第2号)並びに同特別会計予算補正(第4号)に對しまして、緑風会の議員総会の決定に基きまして、原案に賛成の討論を行うものであります。

本補正予算は、昭和三十三年度租税の自然増収中、法人税三百億、相続税十四億二千六百万円、関税八十億、合計三百九十四億二千六百万円を財源として、一般会計の歳出に追加計上いたし、一般会計の歳入に追加計上いたし、繰り入れんとするものであります。

食糧管理特別会計が、ただ単に米麦のような主要食糧の管理に必要な経理を行うばかりでなくて、農産物や飼料などの価格安定や、需給調節のために必要な経理も行なつて参りました。そういうような関係からして、従来いわゆるどんぶり勘定として、とかくの議論があつたのでありますが、今般、これら多岐にわたりまする経理を各別に区分して、その収支の明確化をはかつたといふことは、きわめて適切な措置でありまして、賛意を表するものであります。

一般会計から繰り入れます三百十億中、百六十億は、三十一年度の確定欠損の充足ということであり、別の問題はあります。しかし、残額の百五十億は、調整資金として、一般会計の健全化に資するためのものであるといふことでありまして、政府の説明によりますれば、同会計三十三年度の欠損見込額九十億、三十三年度の欠損見込額四十億等々をその積算の基礎にいたして、同会計に追加計上した場合には、その確定を待つて本資金から落すといふのであります。同会計の健全化のために、欠損確定を待たなければ赤字処理はいたさないとされてきました政府の方針とは、形式的にはともかく、実質的には矛盾があると思ふのであります。私はこの措置が悪いと思ふのはありませんが、いたずらに前言にこだわらず、こじつけの説明をするような態度は、改むべきであると思ふのであります。さらにまた、前述のような積算の基礎からいたしまして、昭和三十三年度年度におきます生産者並びに消費者の米価が、予算の関係からいたしまして、抜きさしならぬものになつて、生産に悪影響を与えたり、消費生活に果を及ぼすことのないよう、米価審議会の意見、答申を十二分に尊重し

て対処されますことを、強く希望するものであります。

最後に、駐留軍離職者やイルカ漁業従事者に対し、特別の措置が講ぜられましたことは、適切なものでありまして、多とするところであります。由來、この種事業の処理は、見舞金や助成金の支給が、その本来のものでないことは申すまでもありません。関係者に対し、いかにして安住の地を与えるか、その生業を付与するかにあると思ふのであります。政府は、従来ともこの点に意を用いられてきておるとは存じますが、特に細心の注意と温かい情熱をもって、関係者の希望に報い、本来の趣旨を達成せられよう切望いたしまして、私の討論を結ぶものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第六、通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長寺本廣作君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十日

内閣総理大臣 岸 信介

通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

通商に関する日本国とインドとの間の協定

日本国政府及びインド政府は、両国間の通商を容易にし、及び発展させることを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 すべての種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の国際的移転について課されるものに関し、それらの関

税及び課徴金の賦課の方法に關し、輸入及び輸出に關連する規則及び手續に關し、輸出貨物に對する内国税の適用に關し、輸入貨物に對して又はこれに關連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税に關し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關し、いずれか一方の締約国がいずれかの第三国を原産地とする產品又はいずれかの第三国に仕向けられる產品に對して与えているか、又は將來与えるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国を原産地とする同様の產品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の產品に對し、即時に、かつ、無條件に与えられるものとする。

第二条

2 前項の規定は、日本国に對し、インドが英連邦諸國に与える特惠若しくは利益又はインドが国境貿易を容易にするため隣接國に与える利益の享受を要求する權利を与えるものではない。

1 いずれの一方の締約國の國民及び会社も、兩締約國の領域の間における直接又は間接の支払、送金及び資金又は金錢証券の移転に關して、他方の締約國において隨時

有効な法令に従つていかなる第三國の國民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約國も、他方の締約國のすべての產品の輸入に對し、当該他方の締約國の領域に仕向けられるすべての產品の輸出に對し、なんらの禁止又は制限をも課してはならない。ただし、すべての第三國の同様の產品の輸入又はすべての第三國への同様の產品の輸出が同様に禁止され、又は制限されている場合は、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、いずれの一方の締約國も、その對外財政狀態及び國際収支を擁護するため必要な措置を執ることができ

第三条

1 いずれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域に入り、同領域に滞在し、同領域内を旅行し、又は同領域に居住することを許される。ただし、この權利の享有は、一般的にすべての外國人に同様に適用される当該他方の締約國の法令に従うことを条件とする。

2 いずれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、税金の賦課、裁判を受

けること、契約の締結及び履行、財産權（有体財産及び無体財産に關するもの）、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に關するすべての事項について、最惠國待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約國は、相互主義に基き、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互的保護のための協定により、租税に關する特別の利益を与える權利を留保する。

第四条

兩締約國は、相互の利益のため、兩國間の貿易を發展させ、及び經濟關係を強化すること並びに、特にそれぞれの領域内における經濟の發展及び生活水準の向上に資するため、科學及び技術に關する知識の交換及び利用を促進することを目的として協力することを約束する。

第五条

1 各締約國は、所在地のいかんを問はず國家企業を設立し、若しくは維持し、又はいずれかの企業若しくは機關に對して排他的の若しくは特別の特權を正式に若しくは事實上与えるときは、それらの企業又は機關を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、この協定に基いて他方の締約國に与えられる利益を無効にし、又は侵害するよ

うな方法で行動させないことを約束する。この目的のため、第二条の規定に従うことを条件として、それらの企業又は機關は、すべての購入又は販売を商業上考慮される事項（價格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件をいう）に従つてのみ行わなければならない。また、他方の締約國の企業に對し、前記の購入又は販売に参加するために競争する適当な機会を通常の商慣行に従つて与えなければならない。

2 前項の規定は、再販賣するため又は販賣のための貨物の生産に使用するためではなく、直接に又は最終的に政府用として消費する產品の輸入には、適用しない。各締約國は、そのような輸入に關しては、他方の締約國の貿易に對して公正かつ衡平な待遇を与えなければならない。

2 前項の規定は、再販賣するため又は販賣のための貨物の生産に使用するためではなく、直接に又は最終的に政府用として消費する產品の輸入には、適用しない。各締約國は、そのような輸入に關しては、他方の締約國の貿易に對して公正かつ衡平な待遇を与えなければならない。

第六条

1 いずれの一方の締約國の商船も、他方の締約國の商船及び第三國の商船と均等の條件で、外國との間における通商及び航海のため開放されている他方の締約國のすべての港、場所及び水域に旅客及び積荷とともに入ることができ

て、すべての事項に關して最惠國待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約國の商船も、他方の締約國の領域に又はその領域から船舶で輸送することができ、すべての貨物及び人を輸送する權利に關して、当該他方の締約國によつて最惠國待遇を与えられる。これらの貨物及び人は、関税その他すべての課徴金及び手数料、獎勵金及び関税の払いもどしその他この種の特權並びに税關事務に關して、当該他方の締約國の商船で輸送される同様の貨物及び人が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

3 各締約國は、沿岸貿易に従事する權利を自國の船舶のみに留保することができ。ただし、この制限がすべての第三國の船舶に適用されることを条件とする。

もつとも、いずれの一方の締約國の商船も、外國で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚し、又は外國向けの旅客若しくは貨物の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約國の領域内のいずれかの港から他の港に向つて航海を続けることができる。

4 (1) いずれの一方の締約國も、他方の締約國の船舶に對し、難破、海上損害又は不可抗力によ

る寄航の場合には、同様の場合に自國の船舶に与え同一の援助、保護及び免除を与えるものとす。それらの船舶から救い上げられた物品は、すべての關稅を免除される。ただし、それらの物品が適当な期間内に保稅地域から國內消費のため搬出されない場合に限る。

(2) いずれか一方の締約國の船舶が他方の締約國の沿岸で座礁し、又は難破した場合には、当該他方の締約國の当局は、もよりの地にある船舶所屬國の権限がある領事官にそれを通告するものとする。

### 第七條

各締約國の政府は、他方の締約國の政府がこの協定の實施から又はそれに關連して生ずる問題に關して行ふ申入れに對して好意的考慮を払わなければならず、また、協議のため適当な機会を他方の締約國の政府に与えなければならない。

### 第八條

1 この協定は、批准されなければならず、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかにニュー・デリーで行われるものとする。

2 この協定は、効力発生の日から二年の期間効力を有し、その後も効力を存続する。ただし、この協定は、いずれか一方の政府が他方

の政府に對してこの協定を終了させる意思を少くとも三箇月の予告をもつて書面により通告した場合に、前記の二年の期間の終了の日には又はその後を終了する。

以上の証拠として、このために正當に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十八年二月四日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本國政府のために

藤山愛一郎

インド政府のために

チャンドラ・シュクハートル・ジャイ

議定書

通商に關する日本國とインドとの間の協定に署名するに當り、下名の代表者は、各自の政府から正當に委任を受け、同協定の不可分の一部と認められる次の特例を協定した。

1 同協定の最惠國待遇の規定は、

(a) 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和條約第二條の規定に従つて日本國がすべての權利、

権原及び請求權を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(b)同平和條約第三條に掲げるいずれかの地域に對する行政、立法及び司

法に關し同條後段に掲げる状態が存続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して日本國が与えているか、又は將來与えることがある權利及び特權については、適用しない。

2 第三條の規定に關し、不動産に關する權利の享有についての最惠國待遇は、相互主義に基いて与えられる。

3 第六條の前の段(ただし書を含む)に關し、パキスタンの船舶は、インドとパキスタンとの間に特別の取極が存在するので、同段に定める制限の範圍から除外されるものと認める。

千九百五十八年二月四日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本國政府のために

藤山愛一郎

インド政府のために

チャンドラ・シュクハートル・ジャイ

〔寺本廣作君登壇、拍手〕

○寺本廣作君 ただいま議題となりました通商に關する日本國とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件について、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

戦後、日印間の通商關係は、兩國間の平和條約の規定に基き、暫定的に規律されて参りましたが、この暫定措置は、一昨年をもつて失効しましたので、兩國政府は、自來、本協定の締結につき交渉を継続中のところ、インド側の担当者、円借款問題とも関連し、来日しましたのを機会に、最終的交渉を行なつた結果、本年二月四日、本協定及び付屬議定書の署名が行われるに至つたのであります。

この協定は、關稅及びこれに關連する事項並びに輸出入等についての最惠國待遇のほか、入國、滞在、事業活動、船舶に對する原則的な最惠國待遇をもあわせて規定した広範な通商協定であり、また戦後、わが國が東南アジア諸國との間に結ぶ最初の通商協定でもありますので、単にインドとの通商航海關係の緊密化に役立つものでなく、今後、わが國と他の東南アジア諸國との間の通商航海に關する協定の締結をいたします上に、非常に役立つことが期待されるとの政府の説明でありました。

審議の過程におきましては、本協定の規定に基き、わが國民がインドにおいて行い得る事業活動及び職業活動の範圍、わが國が適用を除外されることになつてゐる英連邦内特惠關稅及びインド國境貿易の現状、インドにおける國家企業の問題、鉄鉱石開採事業の見通し、日印兩國間における旧財産權の

處理状況等について質問が行われ、また、この協定の調印と時を同じうして成立した百八十億圓の日印円借款の問題につきましても、その内容、使途、使用条件、インドの第二次五カ年計画と円借款の關係、円借款と東南アジア開發基金との關係、円借款と各種經濟協力との關係、日本輸出入銀行が從來行なつておつた一般貿易金融と円借款との關係、アメリカに借款を求めつつあるわが國が、東南アジアに借款を与えることについての政府の考え方、及び同じくこれについての米側の反響などの諸點に關して、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は、會議録に議することにいたします。

委員会は、昨十一日、質疑を終え、採決を行いましたところ、全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

右、御報告を申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。

本件を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 議員起立と認めよつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小林武治君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「五箇年」を「十箇年」に改める。

第三条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項の規定」に改め、同項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第四条の見出しを「復興実施計画

の作成及び変更」に改め、同条第三項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 復興実施計画が作成された後、特別の必要が生じた場合においては、前二項の規定の例により、復興実施計画を変更することができる。

第六条に次の一項を加える。

6 奄美群島における災害復旧事業

については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

附則第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第六条第六項の規定は、同日以降において実施される災害復旧事業について適用する。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第三条第一項及び第二項の規定の

例により、改正前の同条の規定に基づきすでに決定されている復興計画を変更しなければならない。

〔小林武治君登壇、拍手〕

○小林武治君 ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、奄美群島復興計画に基づく事業の実施状況にかんがみ、復興計画の実施期間を、現行法の五カ年から十カ年に延長するとともに、法の有効期限を昭和四十一年三月三十一日までに改め、奄美群島における災害復旧事業について、国の負担率を高めることができる旨の特例を設け、その他復興実施計画の変更手続等について、規定の整備をはかること等を主たる内容とするものであります。

地方行政委員会におきましては、二月二十日、郡国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、主として復興計画の問題について、政府側との間に質疑応答を重ね、熱心かつ慎重に審査を行いました。その詳細につきましては、会議録により御承知を願います。

三月七日、質疑を終了し、討論に入り、またところ、小柳委員は自由民主党を代表して、「本法案に賛成の旨を述べられ、なお、次の付帯決議案を提出されました。小柳君提出の付帯決議案は、

奄美群島の改訂復興計画案をみるに、単に従来の復興計画の引延しにすぎず、根本的な問題の解決されてないことは甚だ遺憾である。政府は本法の施行に際し、左の諸点に留意して本群島の復興に努力すべきである。

一、本群島の改訂復興計画の実施に当つては、年次頭初より十分なる計画の予算化に留意し、関係各官庁の緊密なる協力により、予定年度内に計画の達成を図るべきこと。

二、予算の実施については、効率的運用に留意し、国に工事を委託して事業の進捗を図る等適切な方法を講ずること。

三、本群島の特殊性にかんがみ、産業資金の円滑なる融通を図るため、特別の金融対策を樹立する等積極的な開発措置を講ずること。

右決議する。

加瀬委員は日本社会党を代表して、

「本法案に賛成する」旨を述べられ、「なおこの際、復興計画の各種対策における具体性の欠除、産業振興のための関係各官庁の協力体制の強化等について、住民の世論を聞いて、早急改善が行われることを当局に強く希望する」と述べられました。

かくて討論を終結し、採決の結果、本法案は、全会一致をもって衆議院送

付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、小柳君提出の付帯決議案は、全会一致をもって、これを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、開拓融資保証法の一部を改正する法律案 日程第九、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長長重政庸徳君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

昭和三十三年三月十二日 参議院會議録第十三号 開拓融資保証法の一部を改正する法律案外一件

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「二億八千万円」を「三億二千万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布のから施行する。

2 開拓融資保証法第五條第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十三年度において出資するものとする。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の次に次の一項を加える。

開拓者資金融通臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第二條第一項に規定する開拓者農振組合又はその組合員たる同項に規定する開拓者に第一條第一項第一号の資金を貸し付ける場合における第二條第二項の規定の適用についても、前項と同様とする。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔重政庸徳君登壇、拍手〕

○重政庸徳君 ただいま議題になりました開拓融資関係の二つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、開拓融資保証法の一部を改正する法律案でありまして、開拓者が肥料や飼料等を購入するために必要な短期資金の融通を円滑にするため、昭和二十八年七月、開拓融資保証法が施行され、開拓融資保証協会が債務を保証する制度を設け、政府は、今日までに中央保証協会に対して二億八千万円を出資しているものであります。昭和三十三年度において、さらに三千万円を追加出資して三億一千万円に増額し、その保証ワケを拡大して融資の促進に資することとしようとするものであります。

次は、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案についてであります。政府は、昭和二十一年度から開拓者資金融通法によつて、開拓者またはその団体に対して、いろいろな資金を融通してきていたものであります。これらの資金のうち、既入植者に対し貸し付ける中期資金の償還期間は、現在八カ年以内と定められております。これを、昨年制定されました開拓者農振臨時措置法の適用を受ける開拓者農振組合員に貸し付ける場合には、十二年以内で延長しようとするものであります。

これらの二つの法律案は、いずれも開拓融資を対象として関連するものであります。委員会におきましては、一括して審査を行うこととし、まず農林当局から提案の理由並びに開拓及び開拓者農振等に関する諸般の事項について補足的説明を聞き、続いて質疑に入り、国の開拓政策及びこれが当否並びにその改善強化、開拓政策の推進と行政機構のあり方、開拓者資金融通特別会計予算の編成方法、特に償還金の見積り方法の当否、振興計画の承認状況とその計画内容並びにこれが当否、新しい計画による新規入植者の営農状況及び既入植者の営農の振興対策、特に振興計画の樹立と困難な不振開拓者に対する特別措置、新営農類型の当否及びこれが実施計画と実行性、開拓者農振指導の改善拡充、開拓者負債の状況、開拓融資の促進とその手続の簡素化及び償還条件の緩和、開拓者に対する自作農維持創設資金の融通のための特別措置、離農農家の対策、今回の措置による償還期限を十二年以内と定めた根拠及び昭和三十三年度に貸し付けた資金の償還期限八年との関係及びその調整、据置期限とその当否、償還期限の延長と資金源との関係、来年から実施が予定されている土地利用調査研究事業と開拓との関係等が問題になり、当局の方針が究明され、その善処が求められたのであります。その詳細は會議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、続いて採決の結果、両法律案とも、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

一、議員派遣の件

一、日程第一 国会法第三十九條但書の規定による議決に関する件（光春対策審議会委員）

一、日程第二 電波法の一部を改正する法律案中修正に関する件

一、日程第三 郵便為替法の一部を改正する法律案中修正に関する件

一、日程第四 昭和三十三年度一般会計予算補正（第二号）

一、日程第五 昭和三十三年度特別会計予算補正（特第四号）

一、日程第六 通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

昭和三十三年三月十二日 参議院會議録第十三号

一、日程第七 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

一、日程第八 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

一、日程第九 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議員

議長 松野 鶴平君  
副議長 寺尾 豊君

常岡 一郎君 田中 茂穂君  
杉山 昌作君 島村 軍次君  
竹下 豊次君 高瀬 莊太郎君  
手島 榮君 中野 文門君  
佐藤 尚武君 河野 謙三君  
武藤 常介君 上林 忠次君  
加藤 正人君 永野 護君  
迫水 久常君 松岡 平市君  
田中 啓一君 堀原 茂嘉君  
奥 むめお君 石黒 忠篤君  
森 八三一君 堀 末治君  
宮城タマヨ君 前田 久吉君  
谷口弥三郎君 新谷寅三郎君  
木内 四郎君 森田 義衛君  
加賀山之雄君 村上 義一君  
一松 定吉君 本多 市郎君  
鶴見 祐輔君 笹森 順造君  
江藤 智君 仲原 善一君  
成田 一郎君 西田 信一君  
堀本 宜實君 鈴木 万平君  
稲浦 鹿藏君 塩見 俊二君  
前田佳都男君 三木與吉郎君

青柳 秀夫君 雨森 常夫君  
小西 英雄君 館 哲二君  
井村 徳二君 山本 米治君  
小林 武治君 劍木 亨弘君  
大谷 資雄君 佐藤清一郎君  
大島 虎蔵君 大谷 登潤君  
苦米地英俊君 近藤 鶴代君  
小柳 牧衛君 井上 清一君  
小澤久太郎君 斎藤 昇君  
小山邦太郎君 太藤武太夫君  
石坂 豊一君 廣瀬 久忠君  
西郷吉之助君 植竹 春彦君  
安井 謙君 大野木秀次郎君  
川村 松助君 黒川 武雄君  
小林 英三君 重宗 雄三君  
苦米地義三君 平井 太郎君  
増原 恵吉君 松村 秀逸君  
最上 英子君 柴田 榮君  
平島 敏夫君 後藤 義隆君  
高橋 衛君 重政 庸徳君  
西岡 ハル君 横山 フク君  
西川弥平治君 土田国太郎君  
小幡 治和君 伊能 芳雄君  
宮田 重文君 三浦 義男君  
高橋進太郎君 古池 信三君  
岡崎 眞一君 佐野 廣君  
寺本 廣作君 石井 桂君  
関根 久蔵君 野本 品吉君  
秋山俊一郎君 岩沢 忠恭君  
上原 正吉君 伊能繁次郎君  
石原幹市郎君 左藤 義登君  
鹿島守之助君 小滝 彬君  
井野 碩哉君 杉原 荒太君

吉野 信次君 郡 祐一君  
堀木 鏖三君 木村篤太郎君  
青木 一男君 泉山 三六君  
林屋亀次郎君 横川 信夫君  
勝俣 益君 大川 光三君  
森中 守義君 鈴木 強君  
藤田藤太郎君 相澤 重明君  
松永 忠二君 木下 友敬君  
平林 剛君 山本 経勝君  
岡 三郎君 湯山 勇君  
亀田 得治君 久保 等君  
柴谷 要君 大和 与一君  
安部キミ子君 近藤 信一君  
大倉 精一君 竹中 勝男君  
阿具根 登君 藤原 道子君  
松澤 兼人君 小笠原三三男君  
成瀬 幡治君 小林 孝平君  
島 清君 田中 一君  
加藤シヅエ君 松本治一郎君  
三木 治朗君 千葉 信君  
戸叶 武君 荒木正三郎君  
市川 房枝君 八木 幸吉君  
岩間 正男君 長谷部ひろ君  
辻 武壽君 白木義一郎君  
安部 清美君 鈴木 壽君  
大河原 次君 伊藤 顕道君  
北條 篤八君 天坊 裕彦君  
千田 正君 光村 甚助君  
秋山 長造君 加瀬 完君  
松澤 靖介君 海野 三朗君  
矢嶋 三義君 相馬 助治君  
小酒井義男君 河合 義一君

天田 勝正君 高田なほ子君  
永岡 光治君 重盛 壽治君  
羽生 三七君 岡田 宗司君  
佐多 忠隆君 曾根 益君  
栗山 良夫君 山下 義信君  
清澤 俊英君 棚橋 小虎君  
内村 清次君 山田 節男君  
内閣総理大臣 岸 信介君  
法務大臣 唐澤 俊樹君  
大蔵大臣 一萬田尚登君  
厚生大臣 堀木 鏖三君  
農林大臣 赤城 宗徳君  
運輸大臣 中村三之丞君  
郵政大臣 田中 角榮君  
建設大臣 根本龍太郎君  
国務大臣 石井光次郎君  
国務大臣 河野 一郎君  
国務大臣 郡 祐一君  
国務大臣 津島 壽一君  
政府委員  
内閣官房長官 愛知 揆一君  
外務政務次官 松本 瀧藏君  
〔第十号参照〕  
審査報告書  
遺失物法等の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月二十日

地方行政 小林 武治  
委員長 参議院議長松野鶴平殿  
多数意見者署名

大沢 雄一 館 哲二  
西郷吉之助 伊能 芳雄  
成田 一郎 本多 市郎  
白木義一郎 鈴木 壽  
中田 吉雄 岸 良一  
成瀬 幡治 久保 等  
加瀬 完

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は遺失物処理につき実情に適應するように所要の改正を加えようとするもので、(一)遺失物について拾得者の所有権取得の期間を短縮して、これに必要な関係法律の規定を改めること。(二)管守者のある船車建築物等において、他人の物件を拾得した者と当該船車建築物等の占有者との権利関係を合理化し、拾得者優先の扱いとすること。(三)特定法人で拾得物の保管能力があると指定された場合は、当該遺失物について自ら保管しなければならないこと。(四)警察署長が法律の規定により、売却に付しても売却することができなかつた拾得物について廃棄することができるとする。

昭和三十三年三月十二日 参議院会議録第十三号

等拾得者の権利擁護に重点をおく  
改正で概ね妥当なものと認めた。

二、費用  
本法施行のため別に費用を要し  
ない。

参議院会議録第十号中正誤

ペシ段 行 誤 正

二六三 終り その一貫とその一員と  
からして、として、

参議院会議録第十二号中正誤

ペシ段 行 誤 正

二三三 八 招集 召集

二六二 終り 一昨年十二一昨年十二  
から一昨年十二 月 八年

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)  
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三二一至九官報課